資料２

府中市附属機関の設置等に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、法律又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、府中市長又は府中市教育委員会（以下「市長等」という。）の附属機関を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第２条　市長等の附属機関として、別表名称の欄に掲げる機関を置く。

２　前項に規定するもののほか、市長等は、府中市規則又は府中市教育委員会規則（第９条において「市規則等」という。）に定めるところにより、設置期間が１年未満の附属機関を置くことができる。

（所掌事務）

第３条　前条第１項に規定する附属機関は、市長等の諮問に応じて、それぞれ別表所掌事項の欄に定める事項について、調査審議するものとする。

（委員の定数）

第４条　第２条第１項に規定する附属機関の委員（臨時委員及び専門調査員を除く。次条において同じ。）の定数は、それぞれ別表委員の定数の欄に定めるとおりとする。

（委員の任期）

第５条　第２条第１項に規定する附属機関の委員の任期は、それぞれ別表委員の任期の欄に定めるとおりとし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員及び専門調査員）

第６条　市長等の附属機関に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

２　市長等の附属機関に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

３　臨時委員は第１項の規定による特別の事項の調査審議が終了したとき、専門

調査員は前項の規定による専門の事項の調査が終了したときに、解任されるものとする。

（部会）

第７条　市長等の附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

（秘密保持義務）

第８条　市長等の附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、市長等の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則等で定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年１２月府中市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

別表第１指定管理者候補者選定委員会委員の項の次に次のように加える。

男女共同参画推進協議会委員	日額　１１，０００円
市民協働推進会議委員	日額　１１，０００円
市史編さん審議会委員	日額　１１，０００円
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会委員	日額　１１，０００円
障害者計画推進協議会委員	日額　１１，０００円
障害者等地域自立支援協議会委員	日額　８，０００円
保健計画推進協議会委員	日額　１１，０００円
特別支援教育協議会委員	日額　１１，０００円

別表（第２条～第５条）

１　府中市長の附属機関

名称	所掌事項	委員	
		定数	任期
府中市男女共同参画推進協議会	⑴　府中市男女共同参画計画の推進に関する事項 ⑵　府中市女性センターの事業計画及び運営に関する事項 ⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項	１２人以内	２年
府中市市民協働推進会議	市民協働の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項	１１人以内	２年
府中市市史編さん審議会	市史の編さんに関する事項その他市長が必要と認める事項	１０人以内	２年
府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会	⑴　府中市高齢者保健福祉計画の推進に関する事項 ⑵　府中市介護保険事業計画の推進に関する事項 ⑶　地域包括支援センターの運営状況の評価等に関する事項 ⑷　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する事項 ⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項	１６人以内	３年
府中市障害者計画推進協議会	⑴　府中市障害者計画の推進に関する事項 ⑵　府中市障害福祉計画の推進に関する事項	１８人以内	３年

	⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項		
府中市障害者等地域自立支援協議会	障害者及び障害児への支援の体制の整備に関する事項その他市長が必要と認める事項	１８人以内	２年
府中市保健計画推進協議会	府中市保健計画の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項	９人以内	１年

２　府中市教育委員会の附属機関

名称	所掌事項	委員	
		定数	任期
府中市特別支援教育協議会	⑴　府中市特別支援教育推進計画の推進に関する事項 ⑵　特別支援学級の設置等に関する事項 ⑶　前２号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項	２０人以内	１年

資料３

府中市男女共同参画推進協議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成２７年３月府中市条例第１号）第９条の規定に基づき、府中市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議会の委員）

第２条　協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

⑴　学識経験を有する者　４人以内

⑵　青少年対策関係団体の代表者　１人

⑶　社会福祉関係団体の代表者　１人

⑷　民生委員　１人

⑸　民間団体の代表者　１人

⑹　府中市女性センターの利用の登録をしている団体の代表者　１人

⑺　公募による市民　３人以内

（会長及び副会長）

第３条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第４条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（部会）

第５条　協議会の部会（以下この条において「部会」という。）に属すべき委員は、会長が指名する。

２　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

３　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

４　部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会に属する委員がその職務を代理する。

（雑則）

第６条　この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

資料４

府中市男女共同参画推進協議会の会議の公開について（案）

１　会議の公開

附属機関等の会議は、府中市情報公開条例（平成１２年９月２６日条例第２７号）第３２条第 1 項により、原則公開するものとされており、これを遵守する。

> 府中市情報公開条例（抜粋）
>
> （会議の公開）
>
> 第３２条　附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
>
> （１）他の法令等に特別の定めがある場合
>
> （２）不開示情報に該当する事項を審議する場合
>
> （３）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

２　会議の開催の広報

会議の開催に際しては、あらかじめ日程、会場等を市報に掲載し、会議を開催することを原則とする。傍聴人数、申込みが必要かどうかについても掲載する。

> （例）**■府中市男女共同参画推進協議会**
>
> 〇月〇日（〇）午後〇時　市役所北庁舎〇階会議室／傍聴希望の方（先着 10 人）は前日までに、スクエア２１・女性センター／問合せは同センター（３５１・４６００）へ。

３　会議録の作成及び公開

会議後は、要点記録による会議録を作成し、各委員の内容の確認が終了した後、一般の閲覧に供する。なお、発言者の氏名は公開しない。

〇公開場所　　市役所３階市政情報公開室、中央図書館、白糸台図書館、西府図書館、女性センター情報資料室、府中市ホームページ

〇会議録の内容

・会議名、開催回数、開催日時、開催場所

・出席者（委員・事務局）、傍聴人数

・会議内容

4　傍聴できる人数の制限等

傍聴できる人数は、おおむね１０人程度とし、会議室の広さを考慮したうえで、会議ごとに決定する。また、傍聴希望者は、会議の前日までに市民活動支援課（スクエア２１・女性センター）に申し込むこととする。

5　傍聴者名簿への記入及び注意事項

傍聴者は、傍聴者名簿に必要事項を記入し、傍聴についての諸注意を確認したうえで指定された場所で傍聴する。

6　会議資料の配布

当日の会議資料は、傍聴者にも原則として配布する。ただし、配布する資料が閲覧用の場合については、会議終了後回収する。

資料５

府中市男女共同参画市民企画講座の実施に関する要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、男女平等意識の啓発及び普及の推進を図るための男女共同参画市民企画講座の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この要綱において「市民団体」とは、次に掲げる要件に該当するものをいう。

⑴　構成員が５人以上で、半数以上が市内在住者であること。

⑵　代表者が市内在住者であること。

⑶　団体の活動拠点を市内に置き、営利又は特定の政党やこれに類する団体に関する活動若しくは宗教活動を目的とした団体でないこと。

２　この要綱において「市民企画講座」とは、市民団体が自主的に企画し、市が委託により実施する男女共同参画推進のための講座で、次に掲げる要件に該当するものをいう。

⑴　当該市民団体の構成員以外のおおむね３０人以上を受講対象とすること。

⑵　多くの市民が関心を持ち、話題性があること。

⑶　開講時間がおおむね２時間程度であること。

⑷　市の他の施策による援助等を受けていないこと。

⑸　講座の会場が市内公共施設であること。

⑹　当該年度内に完了すること。

（募集）

第３　市民企画講座の募集は、毎年度一定の期間を設けて市広報により市民団体に対して行うものとする。

（申請の方法）

第４　市民企画講座を企画しようとする市民団体は、申請書により市長に申請しなければならない。この場合において、複数の市民団体が共同して申請することもできる。

２　市長は、前項の申請があった場合において、当該市民団体に対して必要な書類の提出を求めることができる。

（決定等）

第５　市長は、第４の申請があったときは、その内容を審査し、企画の採用の適否を決定し、通知書により速やかに当該市民団体に通知するものとする。

２　市長は、前項の決定に当たっては、府中市男女共同参画推進協議会の意見を聴くものとする。

３　市長は第１項の規定による採用の決定を受けた団体と委託契約を締結するものとする。

（決定の取消し）

第６　市長は、市民企画講座の実施支援を受ける市民団体（以下「実施団体」という。）が、次のいずれかに該当するときは、市民企画講座承認決定を取り消すとともに、第５第３項の委託契約を解除することができる。

⑴　偽りその他不正の手段により支援を受けたとき。

⑵　当該市民企画講座事業以外の用途に使用したとき。

⑶　その他この要綱の規定に違反したとき。

（結果報告）

第７　実施団体は、当該市民企画講座を終了したときは、速やかに報告書により市長に報告しなければならない。

（様式）

第８　この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

（雑則）

第９　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付　則

１　この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

２　府中市女性活動に関する講師派遣等事業要綱（平成８年４月１日施行）は、廃止する。

付　則（平成２１年８月３日要綱第８１号）

この要綱は、平成２１年８月３日から施行する。

付　則（平成２７年５月２２日要綱第５３号）

この要綱は、平成２７年５月２２日から施行する。

第１号様式

府中市男女共同参画市民企画講座事業申請書

年　　月　　日

府中市長

申請者

団 体 名

代表者名

住　　所

電話番号　　　（　　　　）

府中市男女共同参画市民企画講座事業の実施について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

講 座 事 業 名	
開催日時（予定）	年　　月　　日（　）　　時から　　時まで
開 催 場 所	
総 事 業 費	円
提 出 書 類	講座事業実施計画書（第２号様式） 講座事業収支予算書（第３号様式） 市民団体の概要書（第４号様式） 添付書類　①定款、会則　②会員名簿　③活動内容書

第２号様式

講　座　事　業　実　施　計　画　書

講座事業名				
開催日時（予定）	年　　月　　日（　）　　時から　　時まで			
開催場所				
事業目的 （何のために行うのかなど、趣旨や目標を記入してください。）				
事業内容 （講座のテーマ、実施方法等について具体的に記入してください。）				
対象者 （主に対象者と考えている世代等を記入してください。）	対象者・・ （特に・・			
参加予定人数	人			
予定講師	氏　名		資格等	
	住　所			
	電　話			
成果について （実施することで、男女共同参画社会の実現等に対してどのような成果があるか記入してください。）				
総事業費	円			

備考　１　総事業費の明細は、講座事業収支予算書（第３号様式）のとおりです。
　　　２　資格等欄には、講師を務める上で関係する資格や職業等を記入してください。

第３号様式

講　座　事　業　収　支　予　算　書

団　　体　　名	
代　表　者　名	
講　座　事　業　名	

１　収入の部

科　　目	金　　額	財源の明細
委　託　金	円	
教材費等	円	
合　　計	円	※第１号様式及び第２号様式の総事業費と同額

２　支出の部

科　　目	金　　額	経費の明細
謝礼金	円	
印紙代	円	
印刷製本費	円	
郵便料	円	
使用料及び賃借料	円	
その他	円	
合　　計	円	※第１号様式及び第２号様式の総事業費と同額

第４号様式

市　民　団　体　の　概　要　書

１　申請者の概要

<table>
<tr><td>団　体　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">代　表　者</td><td colspan="2">住　所　〒　　－</td></tr>
<tr><td colspan="2">ﾌﾘｶﾞﾅ
氏　名</td></tr>
<tr><td rowspan="3">住　所
（連絡先）</td><td colspan="2">住　所　〒　　－</td></tr>
<tr><td>電　話</td><td>ＦＡＸ</td></tr>
<tr><td colspan="2">E-Mail</td></tr>
<tr><td rowspan="4">連絡責任者</td><td colspan="2">住　所　〒　　－</td></tr>
<tr><td colspan="2">ﾌﾘｶﾞﾅ
氏　名</td></tr>
<tr><td>電　話</td><td>ＦＡＸ</td></tr>
<tr><td colspan="2">E-Mail</td></tr>
<tr><td>設立年月日</td><td colspan="2">　　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>会　費　等</td><td colspan="2">入会金（　　　　　円）　会　費（年・月　　　　　円）</td></tr>
<tr><td>活動内容
（活動目的などを記入してください。）</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

２　これまでの活動実績（過去３年度）

年　度	活動実績の内容及び予定	年間活動経費
年度		円
年度		円
年度		円

平成27年度　府中市男女共同参画市民企画講座事業申請一覧

資料６

	事業名	事業目的	事業内容	対象者	成果について	定員	講師		日時	回数	経費				備考
											項目	数量	単価:円	金額:円	
1	パパの育児参加 ～イクメンとは言うけれど～	産後に働く女性が増えたことや、家族意識の変化もあり、育児、子育てに関わる男性数は年々増えている。しかし、これまで育児に関わってきた男性数が少なく見本となるモデルをイメージしにくいこともあり、各家庭で様々な問題やトラブルが起きているようにも見える。この講座では、そんな子育て世代の人々に話し合いの場を提供すること。そして参加者の様々な悩みや思いに何かしらの解決の足がかりを見つけることを目的として行うものです。	育児参加しているパパや、その周辺の人々が、日頃感じている男性の育児参加に対する思いをグループトークしていくことから始めます。そして、そこで出た内容を全体で共有。それらの中から特に話し合いたいテーマを決め、そのテーマについて話し合いながら、育児参加するパパたちの悩みや思いに何かしらの解決の糸口を見つけていきます。	育児子育て世代のパパ、ママ 特に　男女問わずイクメンという言葉にモヤモヤしたものを感じている人	育児参加している男性が抱える悩みを参加者同士で話し合うことで、男性の育児参加に立ちはだかる壁を一つでもなくしていければと考えています。また講座で話し合った内容を「ちらし新聞」にて配布することで、共通の悩みを抱える人々と、その悩みや解決策を共有できればとも考えています。その結果、子育て世代が多い府中で、男性も積極的に育児や子育てに参加できる意識や雰囲気づくりができればと思います。	40	宮川　篤郎	矢島助産院 パパランチ ファシリテーター	H27.10.3（土） 14時～16時 ルミエール府中 第1、2会議室	1回	講師謝礼 印刷製本費 郵便料 使用料及び賃借料 その他（消耗品） 合計	2時間	7,000円 1,300円×6人	29,600 9,000 3,200 6,200 4,000 52,000	
2	映画の主人公に学ぶ「女性の成長と課題」	女性の成長に特有な課題を学び、女性自身が人生や生活を上手にコントロールし自分自身を生かし、また母親や娘としての立場でのみではなく自分自身の存在を考える機会を作ることを目的とします。	具体的な内容は映画「アナと雪の女王」の登場人物が映画の中でどんな問題にぶつかりいかに成長するかを検討し、実際の女性と重なる部分を共有します。またそこから実生活で参加者一人一人がどう自己の課題を見つけてそれを見直すかヒントを考えます。（映画上映はなし）	女性の生き方に関心がある方 特に　母親であり娘である方	成長過程で生まれる課題には性差に基づくものや役割期待との葛藤が原因のものがある。それらを客観的に理解し、上手に受け止め乗り越えやすくする。この講座で参加者が自律的な個人成長を知るきっかけを作り、それが「男女が共に生きていく社会」の一歩となると考える。	30	飯野　弘美	産業カウンセラー 精神保健福祉士	H27.11.1（日） 13時30分～15時30分 女性センター会議室	1回	講師謝礼 印紙代 印刷製本費 郵便料 使用料及び賃借料 合計	2時間	10,000	20,000 200 2,100 6,890 300 29,490	
3	自分にもう一つの生き方をプラスする講座	自分らしい何かを形にしたいと思っているけれど、ゆっくり考える時間が足りない。周囲に頑張っている友人は居るけれど、自分が何をやりたいか絞りきれない。そんな女性の皆さんが自分の強みを発揮しより輝くきっかけとする機会です。仕事や家庭の役割とは異なるもう一つの生き方である「パラレルキャリア」の魅力に気づき実践する講座です。	テーマ：　キャリアの複線化「パラレルキャリア」による生きがい、やりがいの創出 形式：　参加型のワークショップ 1グループ6名×5組＝30名の座席で進行 進行：　レクチャーと演習の組み合わせ計120分 ・パラレルキャリアとは何かを知る（レクチャー+演習） ・「ワールドカフェ」形式による意見交換（ディスカッション） ・ワークシートを用いた目標設定（レクチャー+演習）	女性。お勤めの方、専業主婦の方、ご自分で事業を営む方など、どなたも対象です。	会社や家庭で働く以外の場面で自己実現をはかり、社会で活躍する生き方に気づきます。「パラレルキャリア」は社会や家庭の役割と異なる自分の立ち位置を持つことで生き方そのものを客観的に捉え前向きになることができます。本来自分が好きだったり得意な分野の能力を活かすことで日々の生きがいを創出したり、いずれは起業などにつながることにより、男女共同参画の促進をはかることができます。	30	スキルノート 芹沢　壮一	プレゼン技術コーチ	H27.10.10（土） 10時～12時 女性センター会議室	1回	講師謝礼 印紙代 印刷製本費 その他 合計	2時間	10,000	20,000 200 9,800 30,000	
4	好感度UP！自己紹介のコツ	人前で話すことに苦手意識を持っているという方は多くいらっしゃり、特に「自己紹介」はその頻度と重要性の割にやり方を学ぶ機会が限られています。この講座を通じ自己紹介の「コツ」を具体的に学ぶことで苦手意識を得意に変え、多くの女性の皆様が仕事や日常生活でのコミュニケーションに自信を持ち、活性化いただくことを目指します。	テーマ：　自己紹介を題材とした、プレゼンスキルの修得。 形式：　参加型のワークショップ形式。 進行：　レクチャーと演習の組み合わせ計120分 ・自己紹介を支える要素（レクチャー+演習） ・「構成内容」のコツ（レクチャー+演習） ・「プレゼンスキル」のコツ（レクチャー+演習） ・まとめ、質疑応答	どなたでも参加可 特に産休・育休から仕事に復帰する予定の方や、新たに市民活動を始めた方など、環境変化のある方にお勧めです。	女性は仕事や地域の付き合い、PTAなど立場の異なる多くの場面で自己紹介の機会があります。また仕事においては昨今、政府や企業による女性活動推進の動きの中でこれまでと異なる場面や相手に接する機会も増えており、自己紹介のスキルを修得することでコミュニケーションや自己表現に自信を持ち、働く場における男女共同参画の促進をはかることができます。	30	スキルノート 芹沢　壮一	プレゼン技術コーチ	H28.1.23（土） 10時～12時 女性センター会議室	1回	講師謝礼 印紙代 印刷製本費 その他 合計	2時間	10,000	20,000 200 9,800 30,000	平成26年度に実施

平成27年度 府中市男女共同参画 市民企画講座事業申請一覧

	事業名	事業目的	事業内容	対象者	成果について	定員	講師		日時	回数	経費				備考
											項目	数量	単価	金額	
5	笑いヨガ＆脳活性化ゲーム	健康増進を図り、健康寿命を伸ばすことによって、介護予防につながる。	自然の声から大きな声まで自在に出せる様にし、ヨガの呼吸法を取り入れ、血流を良くする。これは、人数が集まることによって効果が出る。円座になり、リーダーの説明を受けながら各セッションのワークショップ	老若男女問わない	①プラス思考にし、ストレスをなくし、人生を楽しく過ごせる。 ②男女共に家事力をアップさせ、家庭を明るくする。 ③コミュニケーションを高め、平和に導くことが出来る。	40	横尾 美知子	笑いヨガリーダー	H27.10.3(土)又は10.17（土） 15時～17時 女性センター	1回	講師謝礼	３人	4,000	12,000	
											印紙代			0	
											印刷製本費			4,000	
											その他				
											合計			16,000	
6	夏休みバルーンアート教室♪ みんなで作ろう！「おうち水族館」	普段、仕事が忙しくて、子どもとなかなか遊べないひとり親世帯に、ほっとする時間をもってもらうことと、友だち作りの場を提供すること。	テーマ: 海の生き物たちを作りながら、バルーンの技術を楽しく学ぶ。 実施方法: 1家族1テーブルで1作品を制作するワークショップ形式。終了後に30分程度のおしゃべり会。	ひとり親世帯、ワーキングマザー世帯の親子（子どもが複数可） 人数に余裕がある場合、それ以外の親子も募集する。	・ ひとり親やワーキングマザーとして頑張っている方々に、同じ立場の人たちの話し合いや、一緒に活動する芽をつくる機会ができる。 ・ 女性センターを活用してもらう機会をふやせる。	30	高梨 珠子	世界公認バルーンアーティスト	H27.8.9（日） 14時～16時30分 女性センター	1回	講師謝礼	2時間	7,000	14,000	
											印紙代				
											印刷製本費			6,500	
											その他			10,500	
											合計			31,000	
7	子どもの貧困 ー地域での支援を考えるー	将来に希望をもって生きていくはずの子どもたちが、貧困によって、進学や就職など人生における機会の選択肢を狭められ、社会的に孤立してしまうことがあります。昨年、市民企画講座で学習会を行った「女性の貧困」でも、単身女性の貧困は子どもの貧困につながっていることが指摘されています。子どもの貧困は、社会に存在する貧困の問題としてとらえ、見えにくい子供の貧困について考えます。	困難を抱える子供たちへの支援を実践している「NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク」代表の栗林知絵子さんに、地域での取り組みについて具体的にお話を伺います。	子育て世代から、子育てを終わった世代まで幅広い世代を対象とする 特に 子どもの居場所を考える地域の団体が参加されることを望む。	少子化の時代に、生まれてきた子どもたちの6人に1人が貧困の状態です。社会の問題である子どもの貧困を一緒に考え、子どもたちへの支援活動が、地域の中で行われることで、支援に関わる人の社会参加を促し、地域の活性化につながることを期待します。	30	栗林 知絵子	NPO法人理事長	H27.10.17（土） 14時～16時 女性センター	1回	講師謝礼	2時間	10,000	20,000	
											印紙代			200	
											印刷製本費			3,000	
											その他				
											合計			23,200	

合計	211,690

資料７

平成27年度　男女共同参画推進協議会の開催予定について

回数	日時	曜日	時間	第三者評価	男女共同参画の推進に関する事項	その他
第1回	5月29日	金	午前10時～			市民企画講座の説明・採点
第2回	7月　日			各課評価を事前配布し、説明	女性センターの事業報告について	
第3回	9月　日			評価について全体で検証		
第4回	11月　日			報告書（案）の作成		
第5回	1月　日			第3者評価書案の校正		
第6回	3月　日			最終確認	女性センターの運営等について	